

令和4年度 受験案内

警察官A採用試験

④

令和4年4月19日

山形県人事委員会・山形県警察本部
千葉県人事委員会・千葉県警察本部 警視庁 神奈川県警察本部

この採用試験のうち警察官A（男性）については、山形県・千葉県・警視庁・神奈川県が第1次試験を共同実施するもので、志望順に第2志望まで都県を受験できます。ただし、第1志望は必ず山形県となります。

- ◆山形県について、令和5年4月1日時点で36歳未満の方まで受験できます。
- ◆山形県ホームページに令和3年度採用試験の実施概要（教養試験の出題分野、体力検査・作文試験・人物試験の実施内容）、教養試験の例題及び過去の作文試験課題などを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

＜申込受付期間＞ 令和4年4月19日(火)～6月13日(月)（6月13日までの消印有効）
電子申請の場合は、4月19日(火)午前9時から6月13日(月)午後5時15分までの受信有効

＜第1次試験日＞ 令和4年7月10日(日)

【令和3年度からの主な変更点】

- ・警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）の受験資格について、「選手権大会等への出場」の要件を廃止しました。

不測の事態の場合（新型コロナウイルス感染症の拡大など）、試験日時や試験場を変更する可能性があります。その際は、山形県職員採用案内ホームページ等でお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・受験資格

試験区分	志望	採用予定人員	受験資格	
			年齢・性別	学歴等
警察官A (男性)	山形県	22名	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	次のいずれかに該当する者 ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者 ②志望する各都県の人事委員会等が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
	千葉県	2名	平成元年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	3名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	2名	昭和62年4月2日以降に生まれた男性	
警察官A (女性)		8名	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性	
警察官A (武道指導・柔道)	山形県	1名	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	柔道の段位が3段以上の者又は令和5年3月31日までに3段を取得する見込みの者
警察官A (武道指導・剣道)		1名		剣道の段位が3段以上の者又は令和5年3月31日までに3段を取得する見込みの者

※ 受験申込は、上表から1試験区分に限ります。

※ 採用数は、欠員数等により、上記採用予定人員と異なる場合があります。

※ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条に該当する者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

千葉県・警視庁・神奈川県を志望する場合は、上記以外にも欠格事項があります。詳細は各都県警察のホームページを確認してください。

2 職務内容

警察官として、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。

また、武道指導の試験区分で採用された者は、上記職務内容に加え、柔道又は剣道に係る訓練の指導も行います。

3 試験日時・試験場及び合格者発表

試験	試験日時		試験地	試験場	合格者発表	
第1次	7月10日(日) 開 場 8:10 着席時刻 8:40		山形市	山形大学小白川キャンパス	<p><u>7月19日(火)15:00</u></p> <p>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知します。</p> <p>※ 警察官A(男性)で第2志望まで志望した者については、8月上旬から9月中旬ごろに合格者に対して志望都県から通知します。</p>	
			鶴岡市	鶴岡警察署		
			酒田市	酒田警察署		
第2次(予定)	1回目	1日目	8月7日(日)	天童市	山形県警察学校	<p><u>9月上旬</u></p> <p>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知します。</p> <p>※ 警察官A(男性)で第2志望まで志望した者については、10月下旬から11月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対して志望都県から可否を通知します。詳しくはそれぞれの都県にお問い合わせください。</p>
		2日目 ※武道指導のみ実施	8月8日(月)			
	2回目	8月中旬又は下旬の指定する1日		山形市	8月7日(日)に連絡します。	
		山形県以外の試験日時、試験地及び試験場については、第1次試験合格者に対してのみ志望都県から通知します。				

※ 第1次試験は、上記試験地のいずれかを選択できます。(受験申込時に選択した試験地は、変更することができません。)

※ 第1次試験の試験場及びその周辺への駐車はできません。

※ 山形県の合格者の試験区分及び受験番号については、山形県職員採用案内ホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/930001/kensei/recruit/saiyoujouhou/kennoshokuin/saiyosikentop/index.html>) でもお知らせします。

4 試験内容

試験	試験種目	試験時間	内容	
第1次	教養試験 (多肢選択式)	9:10~11:10	一般的な知識及び知能についての大学卒業程度の筆記試験(50題、120分)	
	体力検査1	11:40~	身体の敏しょう性、筋力、筋持久力、瞬発力、柔軟性等の体力についての検査(反復横とび、握力、上体起こし、立ち幅とび、関節運動等)	
第2次 (山形県)	1回目	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述式による筆記試験(60分、1,000字)	
			人物試験1	適性検査
			身体測定 身体検査	提出された身体検査書による検査 (身体基準については、3ページの別表によります。)
			体力検査2	第1次試験合格者のみに通知します。 身体の全身持久力についての検査(20メートルシャトルラン)
	2日目	実技試験 (武道指導・柔道のみ)	柔道についての実技試験(受け身、打ち込み、投げ込み及び投の形)	
		実技試験 (武道指導・剣道のみ)	剣道についての実技試験(互格稽古及び試合稽古)	
2回目	人物試験2	集団討論及び口述による個別面接 ※ 集団討論は、警察官A(男性)及び警察官A(女性)のみの実施となります。		

※ 筆記試験は活字印刷文により出題します。

※ 山形県の第1次試験合格者には、身体検査時に身体検査書の提出を求めます(詳しくは第1次試験合格者のみに通知します。)

※ 体力検査1及び体力検査2は、運動着及び運動靴で行いますので、各自用意してください。

※ 警察官A(武道指導・柔道)の実技試験は柔道着を、警察官A(武道指導・剣道)の実技試験は剣道着・防具等をそれぞれ着用しますので、各自用意してください。

(別表) 身体基準

(1) 山形県の身体基準

視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。
聴力	職務執行に支障のないこと。(検査結果に異常がない場合)
色覚	職務執行に支障のないこと。(検査結果に異常がない場合)
その他	職務執行に支障のないこと。

※ 山形県では、身体基準を1つでも満たさない場合、不合格となります。

(2) 第1次試験共同実施の他都県の身体基準

	千葉県	警視庁	神奈川県
身長	—	おおむね160cm以上であること。	—
体重	—	おおむね48kg以上であること。	—
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。		
聴力	職務遂行に支障のないこと。		
色覚	職務遂行に支障のないこと。		
その他	職務遂行に支障のないこと。		

※ 他都県の身体基準の詳細については、各都県にお問い合わせください。

5 各試験種目の配点(山形県のみ)

山形県の場合、合格者は、すべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定されます。なお、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

試験区分	第1次試験		第2次試験				満点	
	教養試験	体力検査1	作文試験	体力検査2	実技試験	人物試験2		
						集団討論		個別面接
警察官A(男性・女性)	200点	80点	100点	20点	—	100点	300点	800点
警察官A(武道指導)	125点	40点	100点	10点	125点	—	400点	800点

※ 実技試験の配点は柔道・剣道共通です。

※ 第1次試験共同実施の他都県の配点及び満点については、公表していない都県もありますので、各都県にお問い合わせください。

6 志望の方法(警察官A(男性)の場合のみ)

- (1) 受験申込書の「志望順位」の「第2志望」欄には、千葉県、警視庁、神奈川県の中から1都県を選択して記入することができます。なお、「第1志望」は山形県のみとします。
- (2) 山形県と受験資格が異なる都県がありますので、「1 試験区分・採用予定人員・受験資格」に注意してください。なお、受験資格の学歴等欄「①に掲げる者と同等の資格」については志望する各都県にお問い合わせください。
- (3) 志望順位に沿って各都県で可否を決定します。
- (4) 山形県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。
- (5) 受験申込受理後は志望の変更を認めません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、合格を決定した各都県の警察官採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 合格しても欠員数等の関係から採用されないことがあります(山形県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。)
- (3) 令和5年3月31日までに大学(短期大学を除き、人事委員会が大学と同等と認めるものを含む。)を卒業できなかった者又は武道指導で令和5年3月31日までに武道段位3段を取得できなかった者は採用されません。
- (4) 山形県での採用時期は、原則として令和5年4月1日となります。また、山形県以外の採用時期は、それぞれの都県にお問い合わせください。
- (5) 採用決定後は、採用した各都県の巡査に任命され、警察学校で一定期間の初任教養を受けた後、警察署等に配属されます。

